

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年8月22日

【会社名】 三井生命保険株式会社

【英訳名】 MITSUI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 西村 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番3号

【電話番号】 03-3213-6111（代表）

【事務連絡者氏名】 主計部長 有末 真哉

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番3号

【電話番号】 03-3213-6111（代表）

【事務連絡者氏名】 主計部長 有末 真哉

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 100,000,020,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数
普通株式	1,063,830株(注)

(注) 平成18年8月22日開催の取締役会決議によります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,063,830株	100,000,020,000	50,000,010,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,063,830株	100,000,020,000	50,000,010,000

(注) 1 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

2 第三者割当の方法によります。

3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社		
割当株数	361,702株		
払込金額	33,999,988,000円		
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館	
	代表者の氏名	代表取締役社長兼CEO 渡辺 秀雄	
	資本の額	2,000百万円	
	事業の内容	プライベート・エクイティ投資、不動産投資、金銭債権投資、各種ファンド組成・運営(地域再生ファンド、企業再生ファンド等)、排出権関連投資、等	
	大株主及び持株比率	大和証券エスエムピーシー株式会社 (100.0%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	当社は、割当予定先との間で下記の内容の契約を締結する予定で		

す。

(1)(株式の取得)

割当予定先は、当社の普通株式が証券取引所に上場される前においては、当社の書面による事前の承諾なく、割当予定先単独で、又は割当予定先のグループ会社(割当予定先の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)において定義される子会社をいう。以下同じ。))、割当予定先を子会社とする会社(以下「親会社」という。))及び割当予定先以外の親会社の子会社をいう。以下同じ。)と合計して、発行済普通株式の総数の14.9%を超える数の当社の普通株式を取得しないものとする。但し、上場に行われる普通株式の募集及び/又は売出しにおいて、割当予定先のグループ会社が買取引受けを行った場合における当該引受株式数はかかる計算上算入しないものとする。

(2)(株式の譲渡)

割当予定先は、当社の書面による事前の承諾なく、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分をしてはならないものとする。なお、当社はかかる承諾にあたり、割当予定先に対して、譲渡先その他譲渡の方法につき条件を付すことができる。但し、以下の又はのいずれかに該当する場合には、割当予定先は、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分(以下「処分等」という。)を行うことができるものとする。但し、(i)割当予定先は、

に該当する場合で、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の予定日その他の具体的な条件を書面により通知することにより当該処分等を行うことができ、また(ii)に該当する場合には、割当予定先は、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称及び当該処分等の対象となる株式の数を書面により通知し、かつ、当社が要請する場合には、当社又は当社の指定する第三者への当該株式の売却につき当社と誠実に協議するものとする。但し、当該協議開始後2週間が経過しても協議が整わない場合には、割当予定先は当該相手方に対する当該株式の処分等を行うことができるものとする。

当社が、当社の普通株式を、証券取引所に上場した場合。

当社の普通株式が、払込期日から2年以内(但し、当社が払込期日から2年経過時においてその普通株式について評判を有する証券取引所に上場申請中である場合には、平成20年11月末日まで)に評判を有する証券取引所に上場されなかった場合。

(3)(当社による誓約)

当社は、当社の普通株式の証券取引所への上場が承認された日又は平成20年12月末日のいずれか早い日までは、その株式を引受ける者の募集を行わないものとする。但し、当社の経営又は財務の状態が著しく悪化した場合その他株式を引受ける者の募集を行わないことが当社の取締役・監査役の善管注意義務違反となると合理的に判断される場合で、かつ事前に割当予定先と誠実に協議を行った場合、及び当社がその普通株式を証券取引所に上場するに際して当社の資本政策上適切な募集を行う場合は、この限りではない。

(4)(誓約違反による株式の譲渡)

当社において(3)に記載の事項及びその他一定の事項におい

	<p>て重要な違反があったと割当予定先が客観的かつ合理的に判断した場合には、割当予定先は、上記(2)本文の記載にかかわらず、その保有する発行会社の普通株式の全部又は一部を、第三者に処分等を行うことができるものとする。但し、割当予定先は、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等(当社の普通株式が上場されていない場合の処分等を含む。)を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の対価その他の具体的な条件を書面により通知するものとする。</p>
--	--

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成18年3月31日現在におけるものではありません。

割当予定先の氏名又は名称		野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	
割当株数		265,957株	
払込金額		24,999,958,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 丸山 明	
	資本の額	253百万円	
	事業の内容	金融サービス会社に対する投資業務	
	大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 (100.0%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		<p>当社は、割当予定先との間で下記の内容の契約を締結する予定です。</p> <p>(1)(株式の取得)</p> <p>割当予定先は、当社の普通株式が証券取引所に上場される前においては、当社の書面による事前の承諾なく、割当予定先単独で、又は割当予定先のグループ会社(割当予定先の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)において定義される子会社をいう。以下同じ。)、割当予定先を子会社とする会社(以下「親会社」という。))及び割当予定先以外の親会社の子会社をいう。以下同じ。)と合計して、発行済普通株式の総数の14.9%を超える数の当社の普通株式を取得しないものとする。但し、上場に際して行われる普通株式の募集及び/又は売出しにおいて、割当予定先のグループ会社が買取引受けを行った場合における当該引受株式数はかかる計算上算入しないものとする。</p> <p>(2)(株式の譲渡)</p> <p>割当予定先は、当社の書面による事前の承諾なく、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分をしてはならないものとする。なお、当社はかかる承諾にあたり、割当予定先に対して、譲渡先その他譲渡の方法につき条件を付すことができる。但し、以下の又はのいずれかに該当する場合には、割当予定先は、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分(以下「処分等」という。)を行うことができるものとする。但し、(i)割当予定先は、に該当する場合で、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の予定日その他の具体的な条件を書面により通知することにより当該処分等を行うことができ、また</p>	

	<p>(ii) に該当する場合には、割当予定先は、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称及び当該処分等の対象となる株式の数を書面により通知し、かつ、当社が要請する場合には、当社又は当社の指定する第三者への当該株式の売却につき当社と誠実に協議するものとする。但し、当該協議開始後2週間が経過しても協議が整わない場合には、割当予定先は当該相手方に対する当該株式の処分等を行うことができるものとする。</p> <p>当社が、当社の普通株式を、証券取引所に上場した場合。</p> <p>当社の普通株式が、払込期日から2年以内(但し、当社が払込期日から2年経過時においてその普通株式について評判を有する証券取引所に上場申請中である場合には、平成20年11月末日まで)に評判を有する証券取引所に上場されなかった場合。</p> <p>(3)(当社による誓約)</p> <p>当社は、当社の普通株式の証券取引所への上場が承認された日又は平成20年12月末日のいずれか早い日までは、その株式を引受ける者の募集を行わないものとする。但し、当社の経営又は財務の状態が著しく悪化した場合その他株式を引受ける者の募集を行わないことが当社の取締役・監査役の善管注意義務違反となると合理的に判断される場合で、かつ事前に割当予定先と誠実に協議を行った場合、及び当社がその普通株式を証券取引所に上場するに際して当社の資本政策上適切な募集を行う場合は、この限りではない。</p> <p>(4)(誓約違反による株式の譲渡)</p> <p>当社において(3)に記載の事項及びその他一定の事項において重要な違反があったと割当予定先が客観的かつ合理的に判断した場合には、割当予定先は、上記(2)本文の記載にかかわらず、その保有する発行会社の普通株式の全部又は一部を、第三者に処分等を行うことができるものとする。但し、割当予定先は、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等(当社の普通株式が上場されていない場合の処分等を含む。)を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の対価その他の具体的な条件を書面により通知するものとする。</p>
--	--

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成18年7月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		Baytree Investments (Mauritius) Pte. Ltd.	
割当株数		212,765株	
払込金額		19,999,910,000円	
割当予定 先の内容	住所	4th Floor, Les Cascades Building, Edith Cavell Street, Port Louis, Mauritius	
	代表者の氏名	Christiane Yeung、Ashraf Ramtoola、Wong Heng Tew、Jeffrey Chua Siang Hwee	
	資本の額	US\$2	
	事業の内容	投資持株会社	
	大株主及び持株比率	Seletar Investments Pte Ltd (100.0%)	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引 関係	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		<p>当社は、割当予定先との間で下記の内容の契約を締結する予定です。</p> <p>(1) (株式の取得)</p> <p>割当予定先は、当社の普通株式が証券取引所に上場される前においては、当社の書面による事前の承諾なく、割当予定先単独で、又は割当予定先のグループ会社(割当予定先の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)において定義される子会社をいう。以下同じ。))及び割当予定先以外の親会社の子会社をいう。以下同じ。))と合計して、発行済普通株式の総数の14.9%を超える数の当社の普通株式を取得し、又は割当予定先のグループ会社をして取得させないものとする。但し、割当予定先又はTemasek Holdings (Private) Limitedが関与しないところで、割当予定先のグループ会社が、割当予定先及び割当予定先のグループ会社と合計して、発行済普通株式の総数の14.9%を超える数の当社の普通株式を保有するに至った場合はこの限りではないが、かかる場合で当社に重大な悪影響を及ぼすおそれのあるときには、割当予定先は、かかる悪影響を緩和するための措置について当社と誠実に協議を行うものとする。</p> <p>(2) (株式の譲渡)</p> <p>(a) 割当予定先は、当社の書面による事前の承諾なく、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分をしてはならないものとする。なお、当社がかかる承諾にあたり、割当予定先に対して、譲渡先その他譲渡の方法につき条件を付すことができる。但し、以下の 又は のいずれかに該当する場合においては、割当予定先は、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分(以下「処分等」という。)を行うことができるものとする。但し、(i)割当予定先は、 に該当する場合で、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当</p>	

	<p>当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の予定日その他の具体的な条件を書面により通知することにより当該処分等を行うことができ、また(ii)に該当する場合には、割当予定先は、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称及び当該処分等の対象となる株式の数を書面により通知し、かつ、当社が要請する場合には、当社又は当社の指定する第三者への当該株式の売却につき当社と誠実に協議するものとする。但し、当該協議開始後2週間が経過しても協議が整わない場合には、割当予定先は当該相手方に対する当該株式の処分等を行うことができるものとする。</p> <p>当社が、当社の普通株式を、証券取引所に上場した場合。 当社の普通株式が、払込期日から2年以内(但し、当社が払込期日から2年経過時においてその普通株式について評判を有する証券取引所に上場申請中である場合には、平成20年11月末日まで)に評判を有する証券取引所に上場されなかった場合。</p> <p>(b) (a)にかかわらず、割当予定先は、Temasek Holdings (Private) Limited及びその子会社(以下、総称して「Temasekグループ会社」という。)に対してその保有する当社の普通株式の全部又は一部の譲渡を行うことができる。かかる場合、割当予定先は、譲受人をして、本契約上の割当予定先の地位並びに権利及び義務の全部又は一部を引き継がせるものとする。但し、当該譲受人がTemasekグループ会社に該当しなくなる場合には、当該譲受人は、事前にその保有する当社の普通株式の全部をTemasekグループ会社に対して譲渡するものとする。</p> <p>(3)(当社による誓約) 当社は、当社の普通株式の証券取引所への上場が承認された日又は平成20年12月末日のいずれか早い日までは、その株式を引受ける者の募集を行わないものとする。但し、当社の経営又は財務の状態が著しく悪化した場合その他株式を引受ける者の募集を行わないことが当社の取締役・監査役の善管注意義務違反となると合理的に判断される場合で、かつ事前に割当予定先と誠実に協議を行った場合、及び当社がその普通株式を証券取引所に上場するに際して当社の資本政策上適切な募集を行う場合は、この限りではない。</p> <p>(4)(誓約違反による株式の譲渡) 当社において(3)に記載の事項及びその他一定の事項において重要な違反があったと割当予定先が客観的かつ合理的に判断した場合には、割当予定先は、上記(2)本文の記載にかかわらず、その保有する発行会社の普通株式の全部又は一部を、第三者に処分等を行うことができるものとする。但し、割当予定先は、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等(当社の普通株式が上場されていない場合の処分等を含む。)を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の対価その他の具体的な条件を書面により通知するものとする。</p>
--	--

- (注) 1 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成18年3月31日現在におけるものであります。
- 2 Seletar Investments Pte Ltdは、平成18年3月31日現在において、Temasek Holdings (Private) Limitedの間接的な完全子会社です。

割当予定先の氏名又は名称		住友生命保険相互会社	
割当株数		74,468株	
払込金額		6,999,992,000円	
割当予定 先の内容	住所	大阪市中央区城見一丁目4番35号	
	代表者の氏名	取締役社長 横山 進一	
	資本の額	該当事項はありません。	
	事業の内容	生命保険事業	
	大株主及び持株比率	該当事項はありません。	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有して いる割当予定先 の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保 有している当社 の株式の数	該当事項はありません。
	取引 関係	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

割当予定先の氏名又は名称		三井住友海上火災保険株式会社	
割当株数		53,191株	
払込金額		4,999,954,000円	
割当予定 先の内容	住所	東京都中央区新川二丁目27番2号	
	代表者の氏名	取締役社長 江頭 敏明	
	資本の額	139,595百万円	
	事業の内容	損害保険事業	
	大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (5.09%) ・ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (4.78%) ・ ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室) (2.78%) ・ ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室) (2.73%) ・ 日本生命保険相互会社 (2.19%) 	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	17,023千株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 130千株 A種株式 15千株
	取引 関係	取引関係	当社との保険取引等があります。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成18年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		住友信託銀行株式会社	
割当株数		53,191株	
払込金額		4,999,954,000円	
割当予定 先の内容	住所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	
	代表者の氏名	取締役社長 森田 豊	
	資本の額	287,283百万円	
	事業の内容	信託銀行業	
	大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) (6.23%) ・ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) (5.90%) ・ ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行) (2.06%) ・ ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行) (1.81%) ・ メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 香港上海銀行) (1.40%) 	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引 関係	取引関係	当社との保険取引等があります。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成18年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社大和証券グループ本社	
割当株数		31,914株	
払込金額		2,999,916,000円	
割当予定 先の内容	住所	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 鈴木 茂晴	
	資本の額	138,828百万円	
	事業の内容	グループ会社の経営戦略・管理等	
	大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (8.06%) ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (4.39%) ・株式会社三井住友銀行(2.28%) ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) (1.94%) ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・住友信託退給口(1.87%) 	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	4,717,000株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引 関係	取引関係	当社との保険取引等があります。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		<p>当社は、割当予定先との間で下記の内容の契約を締結する予定です。</p> <p>(1)(株式の取得)</p> <p>割当予定先は、当社の普通株式が証券取引所に上場される前においては、当社の書面による事前の承諾なく、割当予定先単独で、又は割当予定先のグループ会社(割当予定先の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)において定義される子会社をいう。以下同じ。))、割当予定先を子会社とする会社(以下「親会社」という。))及び割当予定先以外の親会社の子会社をいう。以下同じ。))と合計して、発行済普通株式の総数の14.9%を超える数の当社の普通株式を取得しないものとする。但し、上場に行われる普通株式の募集及び/又は売出しにおいて、割当予定先のグループ会社が行った場合における当該引受株式数はかかる計算上算入しないものとする。</p> <p>(2)(株式の譲渡)</p> <p>割当予定先は、当社の書面による事前の承諾なく、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分をしてはならないものとする。なお、当社はかかる承諾にあたり、割当予定先に対して、譲渡先その他譲渡の方法につき条件を付すことができる。但し、以下の又はのいずれかに該当する場合には、割当予定先は、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分(以下「処分等」という。)を行うことができるものとする。但し、(i)割当予定先は、に該当する場合で、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式</p>	

につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の予定日その他の具体的な条件を書面により通知することにより当該処分等を行うことができ、また(ii)に該当する場合には、割当予定先は、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称及び当該処分等の対象となる株式の数を書面により通知し、かつ、当社が要請する場合には、当社又は当社の指定する第三者への当該株式の売却につき当社と誠実に協議するものとする。但し、当該協議開始後2週間が経過しても協議が整わない場合には、割当予定先は当該相手方に対する当該株式の処分等を行うことができるものとする。

当社が、当社の普通株式を、証券取引所に上場した場合。

当社の普通株式が、払込期日から2年以内(但し、当社が払込期日から2年経過時においてその普通株式について評判を有する証券取引所に上場申請中である場合には、平成20年11月末日まで)に評判を有する証券取引所に上場されなかった場合。

(3)(当社による誓約)

当社は、当社の普通株式の証券取引所への上場が承認された日又は平成20年12月末日のいずれか早い日までは、その株式を引受ける者の募集を行わないものとする。但し、当社の経営又は財務の状態が著しく悪化した場合その他株式を引受ける者の募集を行わないことが当社の取締役・監査役の善管注意義務違反となると合理的に判断される場合で、かつ事前に割当予定先と誠実に協議を行った場合、及び当社がその普通株式を証券取引所に上場するに際して当社の資本政策上適切な募集を行う場合は、この限りではない。

(4)(誓約違反による株式の譲渡)

当社において(3)に記載の事項及びその他一定の事項において重要な違反があったと割当予定先が客観的かつ合理的に判断した場合には、割当予定先は、上記(2)本文の記載にかかわらず、その保有する発行会社の普通株式の全部又は一部を、第三者に処分等を行うことができるものとする。但し、割当予定先は、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等(当社の普通株式が上場されていない場合の処分等を含む。)を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の対価その他の具体的な条件を書面により通知するものとする。

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成18年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		モルガン・スタンレー証券株式会社	
割当株数		10,642株	
払込金額		1,000,348,000円	
割当予定 先の内容	住所	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 ジョナサン・キンドレッド	
	資本の額	157,450百万円	
	事業の内容	証券業	
	大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> ・MSJLホールディングズ・リミテッド(80.53%) ・MSJSプリファード有限会社(19.47%) 	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有して いる割当予定先 の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保 有している当社 の株式の数	該当事項はありません。
	取引 関係	取引関係	当社の有価証券の売買委託等を行っております。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		<p>当社は、割当予定先との間で下記の内容の契約を締結する予定です。</p> <p>(1)(株式の取得)</p> <p>割当予定先は、当社の普通株式が証券取引所に上場される前においては、当社の書面による事前の承諾なく、割当予定先単独で、又は割当予定先のグループ会社(割当予定先の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)において定義される子会社をいう。以下同じ。)、割当予定先を子会社とする会社(以下「親会社」という。))及び割当予定先以外の親会社の子会社をいう。以下同じ。)と合計して、発行済普通株式の総数の14.9%を超える数の当社の普通株式を取得しないものとする。但し、上場に際して行われる普通株式の募集及び/又は売出しにおいて、割当予定先のグループ会社が買取引受けを行った場合における当該引受株式数はかかる計算上算入しないものとする。</p> <p>(2)(株式の譲渡)</p> <p>割当予定先は、当社の書面による事前の承諾なく、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分をしてはならないものとする。なお、当社はかかる承諾にあたり、割当予定先に対して、譲渡先その他譲渡の方法につき条件を付すことができる。但し、以下の又はのいずれかに該当する場合には、割当予定先は、その保有する当社の普通株式の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保差入その他の処分(以下「処分等」という。)を行うことができるものとする。但し、(i)割当予定先は、に該当する場合で、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の予定日その他の具体的な条件を書面により通知することにより当該処分等を行うことができ、また</p>	

	<p>(ii) に該当する場合には、割当予定先は、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称及び当該処分等の対象となる株式の数を書面により通知し、かつ、当社が要請する場合には、当社又は当社の指定する第三者への当該株式の売却につき当社と誠実に協議するものとする。但し、当該協議開始後2週間が経過しても協議が整わない場合には、割当予定先は当該相手方に対する当該株式の処分等を行うことができるものとする。</p> <p>当社が、当社の普通株式を、証券取引所に上場した場合。</p> <p>当社の普通株式が、払込期日から2年以内(但し、当社が払込期日から2年経過時においてその普通株式について評判を有する証券取引所に上場申請中である場合には、平成20年11月末日まで)に評判を有する証券取引所に上場されなかった場合。</p> <p>(3)(当社による誓約)</p> <p>当社は、当社の普通株式の証券取引所への上場が承認された日又は平成20年12月末日のいずれか早い日までは、その株式を引受ける者の募集を行わないものとする。但し、当社の経営又は財務の状態が著しく悪化した場合その他株式を引受ける者の募集を行わないことが当社の取締役・監査役の善管注意義務違反となると合理的に判断される場合で、かつ事前に割当予定先と誠実に協議を行った場合、及び当社がその普通株式を証券取引所に上場するに際して当社の資本政策上適切な募集を行う場合は、この限りではない。</p> <p>(4)(誓約違反による株式の譲渡)</p> <p>当社において(3)に記載の事項及びその他一定の事項において重要な違反があったと割当予定先が客観的かつ合理的に判断した場合には、割当予定先は、上記(2)本文の記載にかかわらず、その保有する発行会社の普通株式の全部又は一部を、第三者に処分等を行うことができるものとする。但し、割当予定先は、当社の普通株式が上場された証券取引所において競売買の方法(オークション方式)でその保有する普通株式の売却を行う以外の方法により当社の普通株式につき完全希薄化前ベースで1%以上の処分等(当社の普通株式が上場されていない場合の処分等を含む。)を行おうとする場合には、当該処分等に先立ち、当社に対し、その旨並びに当該処分等の相手方の名称、当該処分等の対象となる株式の数、当該処分等の対価その他の具体的な条件を書面により通知するものとする。</p>
--	--

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成18年3月31日現在におけるものであります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
94,000	47,000	1株	平成18年9月8日(金)から平成18年9月14日(木)まで	該当事項はありません。	平成18年9月15日(金)
新株引受権証書に関する事項		該当事項はありません。			

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額ではありません。
3 申込方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ募集株式の引受けの申込みを証する書面を提出して申込みのものといたします。

(3) 【申込取扱場所】

下記の払込取扱場所と同一であります。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,000,020,000	670,000,000	99,330,020,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額99,330,020,000円につきましては、劣後ローンの返済および運転資金に充当する予定であります。

第2 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本有価証券届出書に基づく当社による第三者割当の方法による新規発行株式の発行は、下記(1)及び(2)記載の条件が成就していることを条件として行われます。

- (1) 各割当予定先が払込期日において当該割当予定先に対する割当株数についての払込金額の払込みを行っていること。
- (2) 当社のA種株主が、払込期日において、当社に対して、その保有するA種株式のうち合計172,121株のA種株式について、A種株式の発行要項に従って当社が当該A種株式を取得すると引換えに当該A種株主に対して当社の普通株式を交付することを請求していること。

従って、上記(1)及び(2)記載のいずれかの条件が成就しなかった場合には、本有価証券届出書に基づく当社による第三者割当の方法による新規発行株式の発行が一切行われなことになることとなります。

第3 【売出要項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第三部 組込情報の有価証券報告書（第59期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成18年6月30日提出）、本有価証券届出書提出日（平成18年8月22日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成18年8月22日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

第三部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	平成17年4月1日
	(第59期)	至	平成18年3月31日

なお、上記書類は、証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。